

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和元年 10月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1900030 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1900007 号

第1 結論

昭和 61 年 3 月及び同年 4 月の請求期間、同年 9 月から昭和 62 年 5 月までの請求期間、平成元年 4 月の請求期間及び同年 6 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 35 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 昭和 61 年 3 月及び同年 4 月
② 昭和 61 年 9 月から昭和 62 年 5 月まで
③ 平成元年 4 月
④ 平成元年 6 月

私の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付について、両親がどこでどのように行っていたのか具体的なことは承知していないが、両親からは、私が会社を退職したその都度、両親が私の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、私の請求期間①から④までの保険料を納付していたと何度も聞いている。

請求期間①から④までが未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①から④までについて、会社を退職したその都度、両親が、自身の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、自身の当該期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、請求者は、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする両親については、父親は既に亡くなっている上、母親からも高齢のため証言を得ることが困難なことから、当該期間に係る国民年金への切替手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、請求者が所持する年金手帳によると、請求期間①から④までについて、厚生年金保険から国民年金への切替手続が行われた記録がなく、オンライン記録においてもその形跡が見当たらないことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、請求者は、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

そのほか、請求者が、請求期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から④までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1900057 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1900033 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 45 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 1 月 1 日から平成 29 年 1 月 1 日まで

私のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録のうち、請求期間については、事業主が、年金事務所に対し厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 31 年 2 月 21 日付けて標準報酬月額の訂正届を提出したため、訂正後の標準報酬月額は、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。

調査の上、請求期間の標準報酬月額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、当初、平成 28 年 1 月から同年 6 月までは 53 万円、同年 7 月から同年 12 月までは 59 万円と記録されていたところ、事業主は、平成 28 年 7 月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額（取消）届、同年 1 月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同年 9 月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出したため、当該期間の標準報酬月額は 62 万円に訂正されたが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録されている。

また、事業主から提出された、給与総支給額が記載されている「賃金台帳一覧」（写）及び現物給与額が記載されている「社会保険料誤りについて」（写）により、給与総支給額に現物給与額を加算した場合における、請求者の請求期間に係る各月の報酬月額に見合う標準報酬月額は、62 万円であると認められるものの、「賃金台帳一覧」（写）に記載されている、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、平成 28 年 1 月から同年 6 月までは 53 万円、同年 7 月から同年 12 月までは 59 万円であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特

例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、当該認定額がオンライン記録を上回る場合である。

したがって、上記のとおり、「賃金台帳一覧」(写)及び「社会保険料誤りについて」(写)に基づく、請求者の請求期間に係る各月の報酬月額に見合う標準報酬月額(62万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(平成28年1月から同年6月までは53万円、同年7月から同年12月までは59万円)を上回るもの、「賃金台帳一覧」(写)において、事業主が源泉控除していたと認められる請求者の請求期間に係る厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額(平成28年1月から同年6月までは53万円、同年7月から同年12月までは59万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法の対象とならないため、訂正是認められない。